

住宅宿泊事業法施行令について

平成29年10月
国土交通省
厚生労働省

I. 背景

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）は、平成29年6月16日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法において政令で定めることとされた事項等について定める。

II. 概要

(1) 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準（第1条関係）

法第18条の政令で定める基準は、以下のとおりとする。

- ① 区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行う。
- ② 区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行う。
- ③ 期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行う。

(2) 住宅宿泊管理業者等の登録の更新の手数料（第2条関係）

住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者の登録の更新の手数料の額を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

III. スケジュール

施行：平成30年6月15日 ※住宅宿泊事業法の施行日